

保育所の入所申込み等について

蘭越保育所

- ❖ 定 員 90名
- ❖ 入所年齢 生後満6か月から小学校就学前までの乳幼児
※4月1日現在の満年齢でクラス分けし、年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。
- ❖ 開所時間 (平 日) 7:50~18:00 ※短時間保育は最大8時間まで
(土曜日) 7:50~12:30
- ❖ 閉 所 日 日曜日・祝日、年末年始(12月31日~翌年1月5日)
- ❖ 給 食 3歳未満児…自園調理
3歳以上児…学校給食センターで調理、搬送
※離乳食以外は学校給食の献立を基本にしています。おやつ、土曜日・学校の長期休業中の給食は自園調理です。

1 入所申込みができる方

・町内に住所がある方で、保護者等が下記の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	詳 細
① 就労	・1ヶ月において48時間以上労働することを常態としていること
② 妊娠・出産	・出産予定日から前8週間 ・出産日から8週間が経過する日の翌日が属する月の月末まで
③ 保護者の疾病・障害	
④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護	
⑤ 災害復旧にあたっていること	
⑥ 求職活動を継続して行っていること	・入所開始日から2ヶ月を経過する日まで
⑦ 虐待やDVの恐れがあること	
⑧ 育児休業取得時に、すでに保育を利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること	・すでに保育を利用中の子どもの学齢が5歳である場合
⑨ 上記の事由に類するものとして町長が認める事由に該当すること	・育児休業を取得できない場合であっても、すでに保育を利用中の子どもの学齢が5歳である場合

※年度途中の入所申込みは随時受け付けていますが、保育所の入所状況によってはご希望に添えない場合があります。各保育所の入所状況については、「蘭越・昆布保育所の入所状況」をご覧ください。

2 入所決定までの流れ

❖入所申込みの受付

- ・ 入所を希望する月の前月5日までに必要な書類を添えて提出してください。
例) 9月1日からの入所を希望する場合は、8月5日までにお申込みください。
- ・ 必要な書類は役場住民福祉課福祉係に備え付けています。

〈提出書類〉

- ◇支給認定申請書兼入所申込書
- ◇就 労 の 方…「就労（内定）証明書」
- ◇疾病等の方…「身体障害者手帳の写し」または診断書等
- ◇妊娠中・出産前後の方…「母子健康手帳の写し」
- ◇求職中の方…「求職活動申立書」



❖保育認定、保育必要量の認定

- ① 提出書類を審査し、保育認定の可否（「保育を必要とする事由」に該当するかどうか）を決定します。
- ② 保育認定を行うと同時に、保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、最大で7:50～18:00まで利用することができ、

保育短時間の認定を受けた場合は、上記開所時間内で最大8時間まで利用することができます。

「保育必要量」は、該当する「保育を必要とする事由」や保護者の就労時間等（休憩時間、通勤時間を含む）により下表のとおり決定されます。

保育を必要とする事由	保育の必要量
① 就労	保育短時間 < 120時間 < 保育標準時間 ※
② 妊娠・出産	保育標準時間
③ 保護者の疾病・障害	保育標準時間
④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護	保育短時間 < 120時間 < 保育標準時間 ※
⑤ 災害復旧にあたっていること	保育標準時間
⑥ 求職活動を継続して行っていること	保育短時間
⑦ 虐待やDVの恐れがあること	保育標準時間
⑧ 育児休業取得時に、すでに保育を利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること	保育短時間

※ 入所申込の際に提出していただく「就労（内定）証明書」にある1日の就労時間及び休日、通勤時間等から1ヶ月の就労時間を算出し、父・母いずれも120時間以上の場合は「**保育標準時間**」、父・母のうちどちらか一方が120時間未満の場合は「**保育短時間**」となります。

❖入所選考・決定

- ・ 提出書類を審査し、入所基準に基づき入所の可否を決定します。

- ・残り1枠の定員に対し2名以上の利用申込みがあった場合は、「利用調整基準指数表」に基づき、利用調整委員会の決定により保育の必要性の高い順に入所を決定します。
なお、優先順位が低く入所できなかった方については、希望をうかがったうえで、次回以降の利用調整の対象とします。

❖決定通知

- ・毎月1日の入所を基本（入院等やむを得ない事由による入所については、月途中の入所可）とし入所日の10日前までに支給認定書及び保育所入所決定通知書を送付します。

❖面談

- ・保護者と保育士がお子さんの様子を見ながら保育所生活が円滑にできるよう面談します。

❖入所後

- ・入所後、世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず住民福祉課福祉係にお申し出ください。
 - 児童・保護者の氏名・住所変更
 - 保護者の転職・離職
 - 保護者の勤務時間等の変更
 - 保護者の妊娠・出産

3 保育料

〈保育料の決定〉

保育料は、入所児童と同一世帯に属している父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者※に限る）の市町村民税所得割額の合算額を用いて保育料を決定します。

4月から8月までの保育料は前年度市町村民税額、9月から翌年3月までの保育料は当該年度の市町村民税課税額で算定します。

〈納付期限〉

- ・保育料の納付期限は、毎月25日です。

〈保育料の軽減措置〉

- ・同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園等に入所している場合、年齢の低い児童を半額とし、3人目以降は無料となります。
- ・世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計が同一の子どもであれば年齢に関わらず対象とし、第2子を半額、第3子以降は無料となります。
- ・ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯で、世帯の市町村民税が非課税及び市町村民税所得割額が一定の基準額以下である世帯については軽減措置があります。

〈保育料の減免制度〉

災害その他やむを得ないと認められる事情により、所得に著しい変動が生じ、保育料を負担することが困難と認められる場合は、申請により減免することができます。

〈保育短時間の延長保育料〉

保育短時間の認定を受けた場合、1日最大8時間の間で常時利用する時間（登所時刻及び退所時刻）を事前に申告していただき、8時間を超えて保育を利用する場合、次の延長保育料がかかります。

- ・ 30分を超えて1時間まで 100円
- ・ 1時間以上 200円



昆布保育所

- ❖ 定員 30名
- ❖ 入所年齢 4月1日現在で満2歳以上から小学校就学前までの児童
※4月1日現在の満年齢でクラス分けし、年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。
- ❖ 保育時間 (平日) 7:50~17:45 ※短時間保育 8:00~13:00
(土曜日) 7:50~12:00 (蘭越保育所で実施します。)
- ❖ 閉所日 日曜日・祝日、年末年始(12月31日~翌年1月5日)
- ❖ 給食 学校給食センターで調理、搬送されます。
※小・中学校の長期休業中はお弁当を持参していただきます。

1 入所申込みができる方

- ・ 保護者の就労又は疾病等の事由により、家庭内での保育ができない児童(4月1日現在で満2歳以上から小学校就学前までの児童)。
 - ・ 入所児童の数が定員に満たないときは、保育の必要がない家庭(以下「その他の児童」)の児童も入所することができます(満3歳以上から小学校就学前までの児童)。
- ※年度途中の入所申込みは随時受け付けていますが、保育所の入所状況によってはご希望に添えない場合があります。各保育所の入所状況については、「蘭越・昆布保育所の入所状況」をご覧ください。

2 入所決定までの流れ

❖入所申込みの受付

- ・ 入所を希望する月の前月5日までに必要な書類を添えて提出してください。
例) 9月1日からの入所を希望する場合は、8月5日までにお申込みください。

- ・ 必要な書類は役場住民福祉課に備え付けています。

〈提出書類〉※②～⑤は保育を必要とする世帯のみ

- ① 支給認定申請書兼入所申込書
- ② 就 労 の 方…「就労（内定）証明書」
- ③ 疾病等の方…「身体障害者手帳の写し」または診断書等
- ④ 妊娠中・出産前後の方…「母子健康手帳の写し」
- ⑤ 求職中の方…「求職活動申立書」

❖入所選考・決定

- ・ 提出書類を審査し、入所基準に基づき入所の可否を決定します。
- ・ 同時に多数の申し込みがあり、入所可能人数を超える場合は、「利用調整基準指数表」により保育の必要性の高い順に入所を決定します。
- ・ 利用調整は、残り1枠の定員に対し2名以上の利用申込みがあった場合等に、「利用調整基準指数表」に基づいて優先順位を決定するものです。
なお、優先順位が低く入所できなかった方については、希望をうかがったうえで、次回以降の利用調整の対象とします。

❖決定通知

- ・ 毎月1日の入所を基本（入院等やむを得ない事由による入所については、月途中の入所可）とし入所日の10日前までに支給認定書及び保育所入所決定通知書を送付します。

❖面談

- ・ 保護者と保育士がお子さんの様子を見ながら保育所生活が円滑にできるよう面談します。

❖入所後

- ・ 入所後、世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず住民福祉課福祉係にお申し出ください。

○児童・保護者の氏名・住所変更	○保護者の転職・離職
○保護者の勤務時間等の変更	○保護者の妊娠・出産

3 保育料

〈保育料の決定〉

保育料は、入所児童と同一世帯に属している父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者※に限る）の市町村民税所得割額の合算額を用いて保育料を決定します。

4月から8月までの保育料は前年度市町村民税額、9月から翌年3月までの保育料は当該年度の市町村民税課税額で算定します。

〈納付期限〉

- ・保育料の納付期限は、毎月25日です。

〈保育料の軽減措置〉

- ・同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園等に入所している場合、年齢の低い児童を半額とし、3人目以降は無料となります。
- ・世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計が同一の子どもであれば年齢に関わらず対象とし、第2子を半額、第3子以降は無料となります。
- ・ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯で、世帯の市町村民税が非課税及び市町村民税所得割額が一定の基準額以下である世帯については軽減措置があります。

〈保育料の減免制度〉

- ・災害その他やむを得ないと認められる事情により、所得に著しい変動が生じ、保育料を負担することが困難と認められる場合は、申請により減免することができます。

〈延長保育料〉

- ・その他の児童の保育時間（8：00～13：00）を超えて保育を利用する場合は、1時間につき100円の延長保育料がかかります。

〈給食費〉

- ・保育料のほか、別途給食費がかかります。学校給食センターが発行する納付書で期限までに納付してください。（平成28年度 3,940円/月）